

食糧麦備蓄対策事業実施要綱

制 定 平成22年 8 月 9 日22総食第435号
一部改正 平成23年 5 月 2 日23総食第222号
平成23年 8 月31日23総合第1105号
平成24年 4 月 6 日23生産第6196号
平成25年 6 月28日25生産第1098号
平成27年 9 月30日27生産第1823号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

米に次ぐ主要な食糧である麦については、安定供給を図る観点から国が一元的に輸入しているところであるが、世界の麦の需給動向は、今後、ひっ迫傾向で推移することが予想されている。

このため、国全体として輸入麦の適正な備蓄水準を確保することが必要であり、食糧麦備蓄対策事業（以下「事業」という。）を実施することにより、食糧用輸入小麦の買受資格者による備蓄を促し、不測の事態が生じた場合においても、食糧用輸入小麦の安定供給を確保する。

第2 事業の内容

1 食糧麦備蓄対策事業

第3に規定する事業実施主体が、第4の1の規定により承認を受けた事業実施計画に基づき、食糧用輸入小麦を一定水準以上備蓄する場合において、当該食糧用輸入小麦の備蓄に係る費用の一部を助成する。

2 食糧麦輸送対策事業

第3に規定する事業実施主体が、第4の1の規定により承認を受けた事業実施計画に基づき、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部について農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が行う取崩し指示を受けて当該備蓄小麦を輸送する場合において、当該備蓄小麦の輸送に係る経費の一部を助成する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、毎年度、政策統括官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者の中から選定したもの（以下「事業実施主体」という。）とする。

第4 事業実施計画の作成等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、毎年度、食糧麦備蓄対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、政策統括官の承認を受ける。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、1により承認を受けた事業実施計画を、政策統括官の承認を受けた上で変更することができる。

第5 事業実施結果の報告

事業実施主体は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、政策統括官が別に定めるところにより、事業実施結果を報告する。

第6 事業実施期間

事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成22年度については、平成22年10月1日から翌年3月31日までとする。

第7 国の助成

国は、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、助成する。

第8 事業の指導等

国は、この事業を計画的かつ効果的に推進できるよう、事業実施主体に対して必要な指導及び助言を行う。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、政策統括官が別に定める。

附則（平成25年6月28日）

この通知は、平成25年6月28日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。